



Building a better
working world

クロスボーダー寄附金 対応サービス

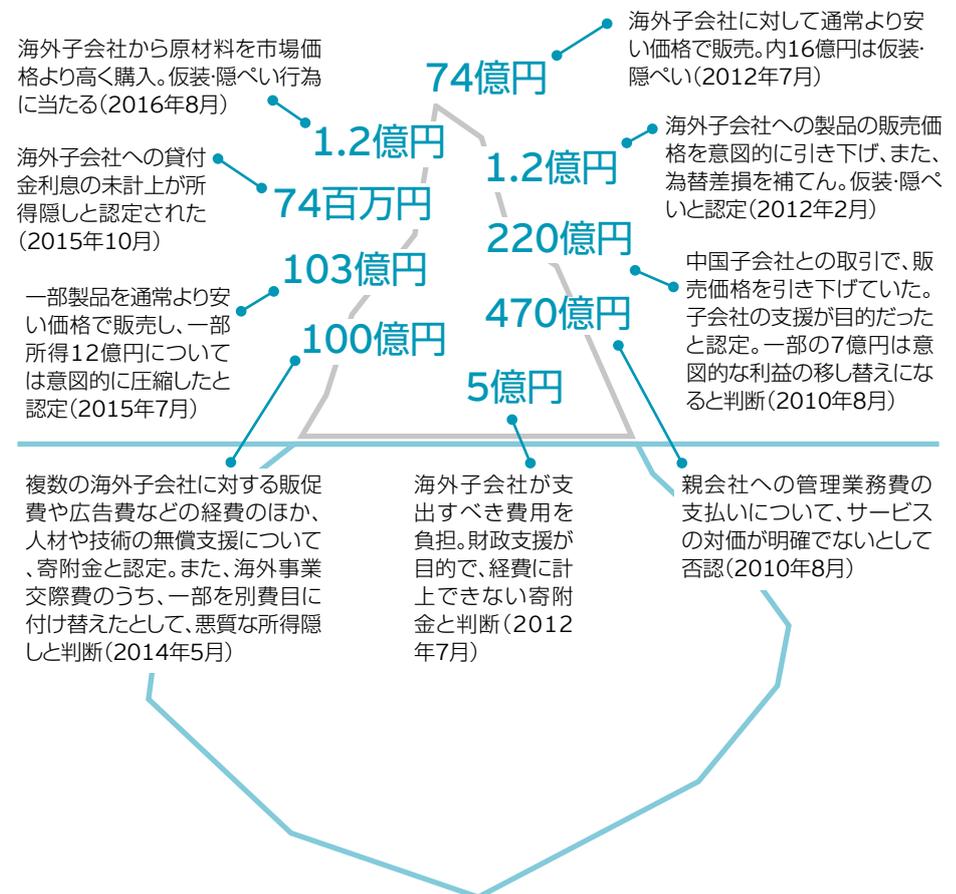
海外子会社・親会社への寄附金と認定され
ないために

EY税理士法人

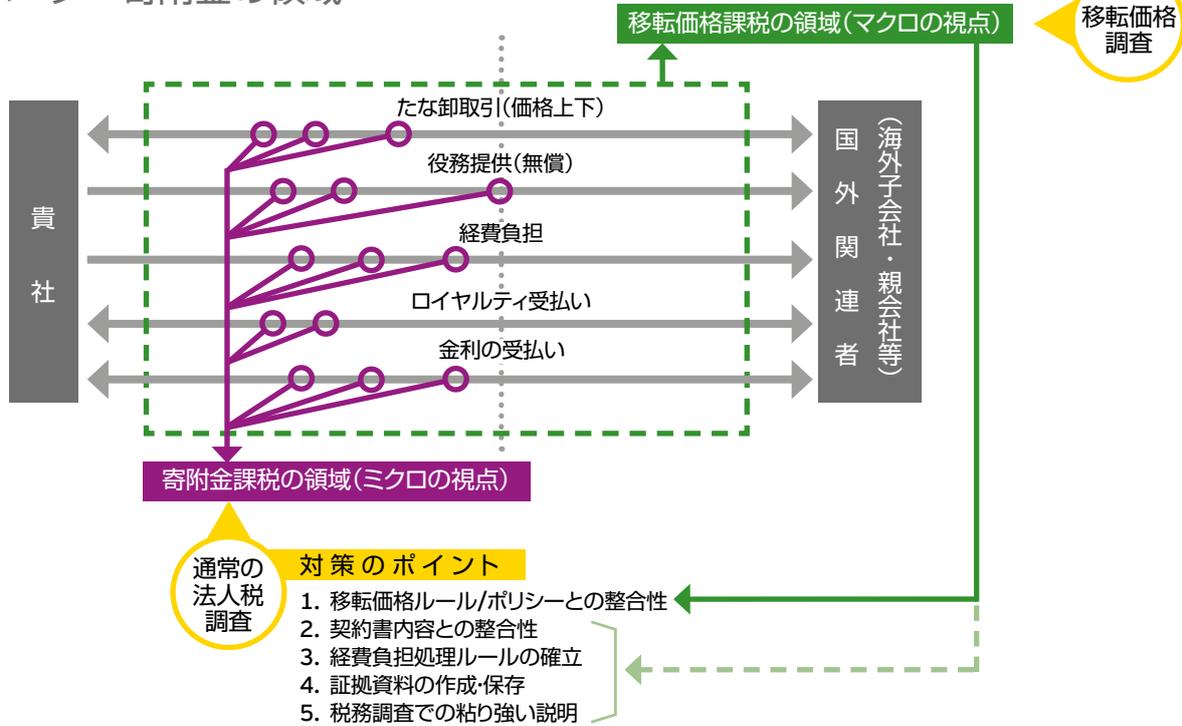
これまでEYでは、調査時対応で、多くの事例で事なきを得たという実績を多数有しておりますが、寄附金課税は二重課税をもたらす、連結ベースでも実効税率が上昇するハイコストな課税です（相互協議による二重課税排除も困難です）。

- ✓ **移転価格ルール/ポリシーとの整合性**
「移転価格目的の価格の調整」について十分に説明できていないことが、多額の寄附金課税リスクにつながっています。
- ✓ **契約書内容との整合**
「契約書にある取決めと実際の取引との関係」について十分に説明できていないことが、多額の寄附金課税リスクにつながっています。
- ✓ **経費負担処理ルールの確立**
法令や通達に沿った処理のプロセス体制が整っていないために、「毎回の調査で同じような項目で多額の否認を受ける」というケースが相当割合あると推察されます。
- ✓ **証拠資料の作成・保存**
寄附金の実事認定に対しては、税務調査時点では数年前の過去の活動について「利益供与ではない」という客観的な書類（証拠）を残しておくことがとても重要になります。
- ✓ **税務調査での粘り強い説明**
EYの経験では、クロスボーダー寄附金は移転価格税制との関連が密接であるため、移転価格ポリシー等との関係を踏まえた上で、税務調査への対応やその事前準備を行っていくことが重要なキーになるものと考えています。

新聞報道された寄附金認定の事例(冰山の一角)



クロスボーダー寄附金の領域



クロスボーダー寄附金対応サービスのプロセス

1. 訪問日程

EYにお問合せいただいた後、貴社の訪問日程(弊社にお越しいただくことも可能)を調整します。

2. ヒアリング

貴社への訪問時に、現状、ニーズ、過去の税務調査の内容等をヒアリングします。

3. ディスカッション

その後、ヒアリングを基に**対策のポイント**を踏まえつつ、貴社に必要なプラン項目を作成し、ディスカッションを行います。

4. 契約締結

ディスカッションを基に、契約を締結させていただき、具体的なスケジュール等の打合せから始まる一連のサービスを開始します。

8. 調査立合い

アグレッシブな調査では、税務調査での(仮装・隠ぺい行為でない点も含めた)粘り強い説明も重要なキーとなります。必要に応じ調査に立ち合い、貴社ポジションを説明します。

7. 報告会

貴社内での周知が必要な部署向けに、報告会・Q&Aセッションを開催し、プランのスムーズな実行を促します。

6. プラン提示

貴社の状況・ニーズにカスタマイズされたプランを、**対策のポイント**の観点等から提示します。

5. 貴社との対話

貴社へのサービス提供に向けた対話を通じ、寄附金問題の詳細を深堀りします。

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

ED None. Japan Tax SCORE 20180314

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家に相談ください。

www.eytax.jp

Contact

本サービスに関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

EY税理士法人
ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部
tax.knowledge@jp.ey.com